

事 務 連 絡
令和3年11月1日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿
(各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室 課長補佐

都市下水路の樋門又は樋管の点検記録の保存について

令和3年10月29日に公布された下水道法施行令の改正により、都市下水路に係る維持管理の基準に河川等から逆流を防止するために設けられる樋門又は樋管（以下「樋門等」という）の点検頻度を追加したところです。

各地方公共団体におかれては、当該基準を参酌し、都市下水路の維持管理の基準に関して必要な技術上の基準を条例で定めた場合にあっては、樋門等の点検を行った際、下記に掲げる事項を記録するとともに、これを次に点検を行うまでの期間保存し、樋門等の機能を十分に維持するように努めていただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、周知徹底方
お願いいたします。

記

- 1 点検の年月日
- 2 点検を実施した者の氏名
- 3 点検の結果（その作動状況の確認の結果を含む。）

以上